# 科学技術イノベーション戦略協議会の設置について(案)

平成24年1月26日 科学技術イノベーション政策推進懇談会

#### 1. 科学技術イノベーション戦略協議会のミッション

- ●第4期基本計画の第Ⅱ章、第Ⅲ章に示された科学技術イノベーション政策に関し、課題達成の観点から、府省の枠組みを超えて国として取り組むべき戦略、取組み内容案を具体化する。
- ●研究・技術開発のみならず、イノベーションを実現するために必要なシステム改革(規制・制度改革、導入促進策等)を含めた全てを協議対象とする。
- ●協議結果は、科学技術重要施策アクションプラン(AP)の政策課題、重点 的取組(予算、制度改革のいずれも含む)として取り纏め、科学技術イノ ベーション政策の実行に具体的に反映する。

### <共通するシステム改革の取扱い>

●各戦略協議会におけるイノベーションを実現するためのシステム改革に関する議論を、科学技術イノベーション政策推進専門調査会において俯瞰的にとらえ、これらに共通する事項を検討する。

1

### 2. 組織的位置づけ

- 科学技術イノベーション政策推進専門調査会の調整の下で設置。
- 各戦略協議会における<u>運営には一定の自律性を確保</u>しつつ、<u>専門調査会と緊密に連携</u>。

# 3. 設置対象とするユニット

- 戦略協議会を設置
  - グリーンイノベーション
  - ライフイノベーション
  - 復興•再生
- 設置の要否を引き続き検討
  - 産業競争力
  - 国家基盤
  - 国民生活

- ※まずは大きい課題ごとに戦略協議会を設置し、協議の中で、必要に応じて、個別課題ごとに詳細に検討するためのサブワーキンググループ等の設置について検討
- ※共通基盤技術(例:ナ/テク・材料、情報通信、バイオテ ク/ロジー等)については、各協議会に参加している 同一分野の専門家同士の連絡会等を設けること により、横断的な技術戦略を議論することを検討
- 戦略協議会以外の組織により対応
  - 基礎研究
  - 人材育成

# 4. メンバー構成

(以下の構成を基本としつつ、戦略協議会ごとの特性を踏まえ選定)

- 産学官の代表者
  - 産業界(3人)
  - アカデミア(3人)
  - 関係府省(3人)
- 多様で幅広い関係者(3人)
  - シンクタンク
  - NPO
  - ベンチャーキャピタル
  - メディア 等
- 総合科学技術会議
  - 有識者議員(1人)
  - 専門調査会専門委員(1人)

- ※関係府省からの参画には政策立案、政策執行の 両面からの参画が必要。自治体からの参画につ いても視野に入れて検討
- ※横串を通す視点、対象領域外からのインプットを 確保することに対する配慮が必要
- ※国民、各種団体等の不特定多数の多様な意見は、 公開シンポジウム、ワークショップ、パブリックコメント等で吸い上げ、反映

3

#### 5. PDCAサイクル

以下の階層ごとにPDCAを実施

第4期基本計画 本体

▶ 科学技術イノベーション政策推進専門調査会

APのプログラム評価(制度全体の見直し)

▶ 科学技術イノベーション政策推進専門調査会

APの政策課題、重点的取組の フォローアップ、内容見直し、拡充

> 戦略協議会

産学官の連携を通じて、 戦略検討から実行に至る PDCAサイクルを実施

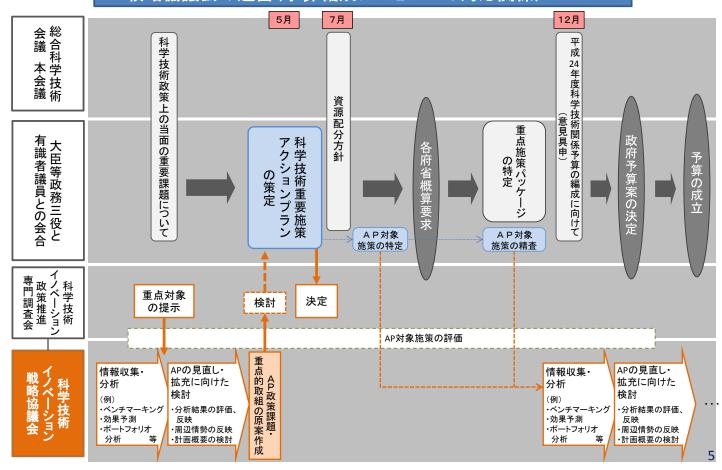
個別施策

▶ 各省庁

# 戦略協議会のPDCAに関する論点

- イノベーション創出の視点からの評価軸(あらかじめ設定する目的、目標)として、どのようなものが考えられるか。 (例)経済成長、雇用、生産性向上、起業化、製品化、市場化、特許・・・
- 実施すべき取組(特にAP対象施策)の特定を、どのような基準で行うか。
- どのように進捗状況を把握・評価するか。
- 改善のためにどのような関与を行うか。

## 6. 戦略協議会の運営(予算編成プロセスへの対応関係)



## (参考) 第4期科学技術基本計画における戦略協議会関連記述の抜粋

#### Ⅱ. 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現

- 5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革
- (1)科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化
- ① 「科学技術イノベーション戦略協議会(仮称)」の創設

(略) 科学技術イノベーションを推進していくためには、産学官をは じめ、多様で幅広い関係者の主体的な参画を得て、将来ビジョンを 共有し、総力を挙げて協働できる体制を構築する必要がある。これに より、各参加主体は全体を俯瞰した上で、それぞれの役割を理解し、 密接に連携、協力しつつ、取組を推進していくことが可能となる。国 は、こうした観点から、重要課題に関する戦略の検討から推進までを 担うプラットフォームを構築する。

#### <推進方策>

- ・国は、総合科学技術会議(若しくは、これを改組した「科学技術イノ ベーション戦略本部(仮称)」。以下同じ。)の調整の下で、「科学技 術イノベーション戦略協議会(仮称)」を創設する。戦略協議会は、科 学技術イノベーションの一体的な推進に向けて、重要課題ごとに設 置することとし、関係府省や資金配分機関、大学、公的研究機関、産 業界、NPO法人等の多様で幅広い関係者の参加により、緊密な連 携、協力を行う場とする。
- 国は、幅広い関係者や関係機関の主体的な参画を促進するとともに、 関係機関間の連携や調整を担う者(「戦略マネージャー(仮称)」)を 指名するなど、支援体制を整備する。
- ・戦略協議会は、重要課題の将来ビジョンを明確にするとともに、その 実現に向けた戦略策定に資するため、基礎から応用、開発、更に事 業化、実用化の各段階に至るまで、各フェーズにおいて推進すべき 具体的な研究開発、規制・制度改革、達成目標、推進体制、資金配 分の在り方等について、幅広い観点から検討する。総合科学技術会 議は、戦略協議会における検討を踏まえ、重要課題達成のための戦 略を策定する。

戦略協議会は、本戦略の実効性を確保するため、戦略の推進に係る全体マネジメントを担う。大学、公的研究機関、資金配分機関、産業界等の参画機関及び関係者は、「戦略マネージャー(仮称)」の全体調整の下、連携、協力しつつ、取組を推進する。

#### V. 社会とともに創り進める政策の展開

- 3. 実効性のある科学技術イノベーション政策の推進
- (1)政策の企画立案及び推進機能の強化

#### <推進方策>

- •国は、産学官の幅広い参画を得て、国が定める重要課題毎に戦略 <u>協議会を創設し</u>、ここでの検討を踏まえて、それぞれの重要課題に 対応した戦略を策定する。また、<u>戦略協議会において、これらの戦略</u> に基づく取組を推進する。
- •国は、関係府省の連携、協力の下、重要課題に関する施策を総合的に推進する「科学技術重要施策アクションプラン」(以下、「アクションプラン」という。)の取組を拡充するとともに、アクションプラン及び資源配分に関する取組を活用し、予算編成プロセスの改革を進める。アクションプランの策定においては、戦略協議会における具体的な戦略の検討の成果を十分に活用する。

#### (4)科学技術イノベーション政策におけPDCAサイクルの確立

① PDCAサイクルの実効性の確保

#### <推進方策>

•国は、戦略協議会において、それぞれの重要課題に対応した戦略 全体の進捗状況を踏まえて、研究開発や推進体制、資金配分等の 見直しを行うなど、戦略の柔軟かつ弾力的な推進を図るとともに、これを戦略に適時、適切に反映する。